

うみ

議会
だより

2015.8.7

No. 58

福岡県宇美町議会
<http://www.town-umi.lg.jp/>



レオトープにすざ
生き物の引越
宇美小学校

地方創生「総合戦略策定」②

一般質問 町政を問う8人が登壇 ⑥

常任委員会報告 ⑭

平成27年度一般会計補正予算

4227万2千円を増額し、 予算総額 108億6914万7千円

(賛成多数で可決)

6月定例会

平成27年6月定例会は、15日から18日までの4日間の会期で開きました。

町長から提出された案件は専決処分案1件、人事案1件、条例案2件、予算案1件すべてを原案のとおり可決しました。

一般質問には8議員が11項目について質問しました。議員提出議案3件を審議しました。

広域行政調査特別委員会を設置しました。

役場庁舎建替基本構想

策定業務委託料

237万6千円

今回新たに基本構想段階でPFI方式の事業性を簡易的に確認する「簡易VFM」の検討の項目を入れたことで、当初予算での執行が困難なため増額補正を行う。

PFI方式とは

(プライベート・ファイナンス・

イニシアティブ) 直接に自治体等が資金調達及び建設等を行うことをせずに、民間資金を利用して民間に施設整備と公共サービスを委ねる手法。

簡易VFMとは

(バリュー・フォー・マネー) 施設整備及び維持管理・運営等に関し、

「町が直接実施する場合の財政負担」と、「PFI事業として実施する場合の公的財政負担」とを比較することにより、PFI方式の事業性を確認するもの。

情報システム改修

業務委託料

300万円

平成27年8月の機構改革に伴い、人事給与・庶務システム、窓口案内システム等、財務会計・文書管理システムに関する組織・職員配置の変更に伴うシステム及びネットワーク設定・配線を実施。

普通財産売却斡旋手数料

100万円

普通財産売却に関し、契約の相手方となる者を斡旋した者に(宇美町宅地建物取引業協会等) 売却価格の2・5%を手数料として支払う。

福祉巡回バス委託料

326万1千円

一般貸切旅客自動車運送事業(不特定多数の乗客が乗車する運送事業)の運賃・料金の変更が国土交通省より示され、ハピネス号の契約金額にも適用され増額となる。

総合戦略策定支援

業務委託料

942万9千円

まち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、宇美町の人口の現状と将来の展望を提示する「人口ビジョン」と地域の実情に応じた平成27年度から5カ年の施策の方向を提示する「総合戦略」を策定するための経費。

コミュニティ助成事業

補助金

250万円

地域の活性化や子どもたちの健全育成を目的とした「宇美太鼓」の太鼓購入に際し、宝くじの社会貢献広報事業の助成金の交付が決定された。



専決処分された 議案の承認

町税条例の一部改正

(全員賛成で承認)

軽自動車税の見直し

◎二輪車等に係る税率の引き上げ時期を平成27年4月1日から平成28年4月1日に1年延期。

◎平成27年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例を導入。

個人住民税における住宅ローン減税措置の対象期間の延長

◎対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長。

旧3級品の製造たばこに係る税率の見直し

◎平成28年4月1日から平成31年4月1日までに、4段階で税率引き上げ実施。

ふるさと納税の申告特例

◎特例控除額の上限を個人住民税所得割額の1割から2割に拡充。

◎申告手続の簡素化「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設。

固定資産税等の負担調整措置

◎現行の仕組みを3年延長。

国民健康保険条例の一部改正

一部改正

◎課税限度額の改正、医療分1万円引き上げで52万円、後期支援助分1万円引き上げで17万円、介護納付金分2万円引き上げで16万円、合計4万円引き上げで85万円となる。

◎応益割2割・5割軽減の適用所得の改正。

(賛成10…反対3で承認)

専決処分とは

予算や条例などを首長が議会の議決を経ずに自らの権限で決めること。

地方自治法で定めており、緊急時で議会を招集する時間がない場合などに認めている。処分後には議会で報告して承認を求めなければならないが、承認を得られなくても決定は有効とされる。

条例

宇美町課設置条例の全部改正

第6次総合計画に定める町の将来像「ともに創る自然とにぎわいが融合したまち・宇美」を実現するため、行政組織機構を再編することについて所要の規定を整備する。

(全員賛成で可決)

課の配置

平成27年8月1日から

本館1階 総務課

税務課

住民課

福祉課

会計課

本館3階

議会事務局
監査委員事務局

別館1階

まちづくり課
環境課

別館2階

学校教育課

別館3階

政策経営課
財産活用課

南別館

農林振興課
都市計画課

建設課

上下水道課

ハピネス

健康づくり課
子育て支援課

住民福祉センター

社会教育課

宇美町議会委員会条例の一部改正

宇美町課設置条例が平成27年8月1日から施行されることに伴い、常任委員会の所管について所要の規定を整備する。

(全員賛成で可決)

宇美町職員の給与に関する条例の一部改正

行政組織機構の再編に伴い、職員の職名を改める事について所要の規定を整備する。

(全員賛成で可決)

広域行政調査 特別委員会の設置

広域行政に関する諸問題の調査研究のため、平成27年6月16日から調査終了するまでの期間設置。

委員長 藤木 匠 議員

副委員長 脇田 義政 議員

委員 藤野 莞嗣 議員

委員 飛賀 貴夫 議員

委員 古賀 ひろ子 議員

委員 鳴海 圭矢 議員

同意選任された
宇美町固定資産評価審査委員会委員

尾方 伸一氏（新任）

意見書

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出

安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書の提出

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立、国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の在り方について、早急に検討の場を設け、見直しを行うよう強く要請する。

現在、国会で審議されている安全保障関連法は、政府が憲法上許されないとしている集団的自衛権の行使を、厳格な憲法改正の手續を経ることなく、法律により容認しようとするものであり、戦後日本の歴史的転換ともいえる非常に重大な内容となっている。慎重審議を強く求める。

提出者 古賀ひろ子議員

松下 弘毅議員

黒川 悟 議員

（全員賛成で可決）

提出者 鳴海 圭矢議員

大瀬良利之議員

（賛成10：反対3で可決）

平成27年 採決結果一覧表

○：賛成 ●：反対

議案番号	件名	結果	時任裕史	黒川 悟	南里正秀	大瀬良利之	脇田義政	小林征男	飛賀貴夫	鳴海圭矢	藤野莞嗣	犬塚 齊	古賀ひろ子	松下弘毅	藤木 匠	白水英至
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（町税条例）	承認	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（宇美町国民健康保険条例）	承認	●	○	○	●	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○
同意第1号	宇美町固定資産評価審査委員会委員の選任について	同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第26号	宇美町課設置条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第27号	宇美町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第28号	平成27年度 宇美町一般会計補正予算（第1号）	可決	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○
発議第3号	宇美町議会委員会条例の一部を改正する条例について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
日程第7	広域行政調査特別委員会の設置に関する案	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第4号	地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発議第5号	安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書の提出について	可決	○	●	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	●	○

議長に表決権はありません

あれはどげん なつとりますと？



環境にやさしい取組は
一般質問その後

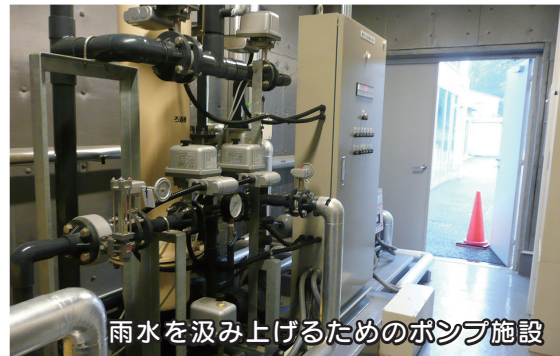
「再生可能・自然エネルギーの普及と活用」



太陽光発電を利用している施設

電気を有効活用しています。

- 宇美中学校
- 宇美町地域交流センター「うみ・みらい館」
- 宇美志免リサイクルセンター「エコル」



雨水を汲み上げるためのポンプ施設

雨水を利用している施設

散水・トイレなどに利用しています。

- 宇美町地域交流センター「うみ・みらい館」
- 宇美南町民センター
- 宇美町総合スポーツ公園
- 宇美志免リサイクルセンター「エコル」

平成27年度福岡県エネルギー利用モデル構築促進事業（県補助金300万円）

一本松公園内の水域を利用する小水力発電の導入可能性調査を実施します。



制服リユース制度の導入

不要になった方から制服を譲っていただき、必要な方に有効活用していただくものです。

- 宇美町ボランティア・町民活動センター「ふみらぼ」で管理しています。



レアメタル回収

携帯電話、ビデオカメラ、デジタルカメラなどには、貴重なレアメタル（希少金属）が使用されています。リサイクルを促進します。

- 宇美志免リサイクルセンター「エコル」

森林振興で 地域活性化

答 自伐型林業の実態を調査



時任 裕史 議員

問 九州では木質バイオマス発電の乱立で、チップ価格が高騰する恐れがある。利用価値の高い剪定樹木等を宇美町でチップに加工し、収入を得るための協議、調査が必要と思うが実態は。

環境課長

本町では最終処分場に仮置き後、中山リサイクル産業と収集運搬及び処理契約を締結。平成26年度1トン当たり処理費1万円、総額約760万円を支出。別に運搬費として税別1トン当たり2千円を支払っている。

問 第6次総合計画の農林業の振興施策における平成30年度15ヘクタールの間伐計画の内容は。

産業振興課長

利用間伐2・5ヘクタール、切り捨て間伐12・5ヘクタール、間伐の伐採率30%の計画。

問 平成27年度当初予算において、財産収入50万6千円計上されているが、その事業計画は。

課長 立木売り払い収入を計上。伐採面積3・47ヘクタール、間伐率30%。ヒノキ1050本を伐採予定。

問 森林機能保全計画に、森林保全の課題・問題について、一過去3年にわたり、木材価格の低迷、林業従事者の減少及び高齢化、後継者不足により荒廃地が増加。町に林業技術

者がいないため技術指導ができない」とあるが、その打開策は。

課長 木と触れ合う機会を設けるため、毎年、ふみの里まなびの森フェスタで親子による木工教室を開催。今年度は小学生を対象とした植林教室を計画。

問 糸島市では貯木場を設置し、所得の向上、自伐型林業者の育成、シルバー世代等の副業作り、地場商店の振興のため建築用材の買い取りを実施している。本町における自伐型林業推進についての取組は。

課長 糸島型森林再生プロジェクトを含め、他市町村の自伐型林業

の実態について調査研究に努める。

問 国内における未利用間伐材は毎年2千万トン、東京ドーム16個分。この未利用間伐材をどのように活用するかが今後の林業振興の課題となるが、本町における未利用間伐材の利用法は。

課長 間伐材を地面に寝かせ表土の流出防止を行っている。



糸島市貯木場への搬入トラック



小林 征男 議員

町の財政状況、 施設の管理運営

答 健全な運営に努める

問 町の財政状況は厳しいようであるが、財政健全化判断比率の一つである実質公債費比率は何%か。

答 起債制限等についてはどうか。

総合政策経営課長

実質公債費比率は、当町においては平成25年度10・6%である。この比率が18%以上になれば、地方債の借入れをする場合、総務大臣の許可が必要となり、災害復旧事業以外の地方債の借入れが難しくなる。

問 町の基金の状況と今後の財政運営について、どのように考えているか。

課長 基金の状況は、平成25年度末20億7668万円、26年度末の残高は、17億3228万円の見込みである。今年度末の残高は予算ベースで13億3645万円となる見

込みである。

厳しい財政状況の中で今後、公共施設の更新等新たな財政需要に対応していくため、行政経費や事業コストの削減、事業の選択、見直し、廃止等により、歳出の抑制と削減を図る。同時に新たな財源の確保により歳入増に努める。

基金の積戻しを図り今後の財政需要に対応していきたい。

問 図書館、総合スポーツ公園などの施設について、起債償還費等を含めて年間の管理運営に要する経費は、

総合スポーツ公園の日本陸連公認施設の取扱いは、

社会教育課長

図書館は、一階が図書館で、二階は生涯学習センターとなっている。総事業費は16億5564万円で、平成19年7月に完成。

平成25年度決算で地方債の元利償還金

6613万円、管理運営費4323万円となっている。

総合スポーツ公園は、総事業費2億2864万円、第3種公認陸上として平成10年4月に供用を開始。

地方債16億3610万円の償還は平成24年度で終了。

第3種公認として、5年毎の更新を行ってきたが、平成24年度の

更新時に、トラック等の全面改修や備品の購入等費用対効果、財政的な観点から更新を行っている。

現在、一般的な陸上競技場として、各種スポーツや運動に幅広く活用している。

問 太宰府方面に行くバス路線をJR宇美駅経由に改正できないか。産業振興課長

西鉄と協議中。



うみ・みらい館

宇美町の 明るい将来を

答 目標指標を随時検証する



飛賀 貴夫 議員

問 まちづくりの指針となる『第6次総合計画』が策定された。

『宇美町の明るい将来』のため取り組むべき課題のうち、機構改革は、課や係が増え人件費の増加や情報共有、連携の後退が懸念され、行政効率化に逆行していると思う。

総合計画の実現には、機構の見直しよりPDCAによるマネジメントのより一層の強化と計画の進捗管理ではないかと思うが。

総務課長

実践計画において目標指標を随時検証する事を考えている。

問 今回の機構改革では、今より縦割り行政が多くなることが懸念される。
住民サービスの向上につながるのか。

課長 逆に住民の方々にとつてより身近になり、きめ細やかな町政を推進できると確信している。

問 第6次総合計画の実現には、人材育成が重要。住民とともに、地域問題を考え、議論し、ニーズに合った政策を企画立案し、粘り強く実現できる職員が必要。
具体的な取組は。

課長 職員を定期的、計画的に異動させ、経歴管理を適切に行い、職員の適性の把握と経歴に応じた能力の向上を図る。

問 「光正寺・井野線」「志免・宇美線」「筑紫野・古賀線」の進捗状況は。

都市整備課長

本年、都市計画道路志免・宇美線道路建設促進期成会を設立。
2工区は、事業認可を取得するため国土交通省と協議を行っている。

平成35年度供用開始を目標に延長1・59km整備。
光正寺・井野線は、宇美川を渡る橋長37mを含む延長328mの

整備を行っている。橋梁の下部工は終了。
筑紫野・古賀線は全体の総延長33・28kmの内、約4割程度、13・62kmの4車線化が完成。



光正寺から見た橋台



地域の防災力を高めるために

答 継続的に情報を周知

古賀 ひろ子 議員

問 災害情報を確実に住民に知らせ、避難を行える体制を整備するため、土砂災害警戒避難ガイドラインの改訂版が発表された。住民一人ひとりが土砂災害の特質と危険性を理解することが、警戒避難体制の整備に向けた「第一歩」であるとも訴えている。当町の取組は。

安全安心担当課長
改正のポイントは、土砂災害の危険性などの継続的な周知、防災情報の住民への確実な伝達、避難勧告等の発令、解除など。
土砂災害警戒区域・特別警戒区域を知らせる土砂災害ハザードマップを平成25年3月に作成し、全戸配布。今後、見直しを加え配布予定。
改正された「土砂災害から身を守るために」というリーフレットを6月広報に折込み

配布。
また、災害時に役立つ情報源の取得方法として、宇美町の防災気象情報、防災メール・まもるくんのQRコード、防災無線が聞き取れなかった場合のフリーダイヤルを掲載し継続的に情報の周知を図る。

問 地域の防災力を高める手立てとして、毎年行われるラブアースを活用してはどうか。

課長 多くの住民が参加し、清掃活動を行うことにより、河川、水路、斜面、道路の形状等、居住地の地形の特質を知る良い機会である。
訓練等、地域の実情に合わせて、検討を進める。

問 ブロック塀等の点検方法や除却工事補助金交付事業の制度導入の考えは。

町長 生活環境の保全や地域の災害等を未然に防ぐ上から重要である。
補助事業の概要、財源の確保、導入に向けた条件整備を含め、調査研究を指示したい。

問 自主防災組織、防災士の養成、災害時要援護者名簿の作成など

の現状は。
課長 自主防災組織の設立は5行政区、防災士13名、民生委員、児童委員会議で事業内容の説明し、登録の協力をお願いした。

◆その他の質問
地域課題、解決に総合窓口を



清掃作業後、消火訓練

空家対策を強化



黒川 悟 議員

答 利活用の促進に取り組む

問 5月に、空家対策特別措置法が施行されたが、崩壊する恐れのある空家の実態は。

安全安心担当課長

法律に基づく特定空家はないが、地元からの通報により、現地を確認後、所有者に対して改善依頼の文書を送付。

その件数は、平成24年度は3件、25年度は5件、26年度は2件となっている。

問 空家対策特別措置法の具体的な内容は。

環境課長

所有者を把握するため、固定資産税情報の内部利用等が可能。特定空家等は、認定されると除去、修繕、伐採等の措置の助言、また指導、勧告、命令ができる。

さらに行政代執行により強制執行が可能と

なった。

特定空家に認定を受けると、生活環境の保全を図るために必要な措置を勧告した場合、固定資産税等の住宅用特例の対象から除外される。

問 特措法が施行され、空家対策の整備強化に期待をするが、今後の取組は。

課長 福岡県では県、

市町村及び関係団体が一体となり、空家対策連絡協議会を設立し、課題及び情報の共有を図り、仕組み及び方策の検討を行っている。実態を早急に調査し、県の動向を見ながら進めていきたい。

問 空家を増やさないためにも補修費助成や、地域活性化のために所有者と協議をし、再利用出来ないか。

課長 今後、調査研究

し、補修費補助や有効な手立てがあれば取り入れていきたい。

問 空家を有効利用することで、地域活性化につなげ、空家バンクを創設し、民間銀行と連携、低金利の優遇措置や、住宅の再利用により、定住促進ができないか。

町長 福岡県空家対策連絡協議会で、一定の基準づくりが取り組まれている。

まずは、状況を把握することが必要だ。行政と当事者、不動産業者等と情報を共有、現状把握、意向調査をし、空家バンクも含めた、利活用の促進に取り組んでいきたい。



危険な空家



南里 正秀 議員

消防団員数の減少に 歯止めを

答 団員家族への感謝状、 消防団OBの活用を検討

問 本町の消防団員数及び「サラリーマン団員」の比率は。

安全安心担当課長

定数197名に対し、平成27年4月1日現在166名で31名の定員割れ。サラリーマン団員は全体の91%。

問 消防団員不足は危機的なことだが、団員確保の取組は。

課長 行政区長や消防団OB等からの情報をもとに、勧誘活動を行っている。

本年度から始めた宇美町消防団協力事業所表示制度も活用していきたい。

問 消防団員が安心して継続的に消防活動ができるのは、家族の犠牲の上に成り立っていることを地域住民に理解してもらうためにも、出初式や交替式での永年勤続団員表彰等併せて、家族へ感謝状を

贈呈できるように、規則を改正してはどうか。

課長 全国的には、消防団の家族に対し感謝状の贈呈を行っている市町村もあり、前向きに検討したい。

問 防災関連資格の取得や講習会への参加を支援することで、技術向上のみではなく、士気の向上に資すると思う。消防団員へ支援できないか。

課長 全国的には飲食店や販売店での割引サービス、介護福祉士や特殊車両免許の取得に対する助成事業を実施している市町村もあり、今後、検討していく必要がある。

問 道路交通法の改正により普通免許では運転できない4分団消防車両もあり、中型免許取得助成等も検討が必要である。

問 団員不足の解決策

の一つとして消防団OBによる消防団予備隊（機能別消防団）を結成してはどうか。

サラリーマン団員が多いため、特に、平日の昼間に出勤できる団員は少なく、活動に支障をきたしているのではないかと。経験豊富なOBは現役消防団を補完する重要な人材になると思う。

現役消防団をサポートする立場から、その任務を限定したボランティア

ティア登録制度としてどうか。

課長 課題はあるが、知識、経験の豊富な消防団OBを地元の防災リーダーとして活用したいと考えている。

自主防災組織の100%設立を目指しており、消防団OBの協力を得て消防防災力向上に努めたい。

◆ その他の質問
行政組織機構の再編について



消防団ポンプ操法大会

国民健康保険は どう変わるのか



鳴海 圭矢 議員

答 県が財政運営の責任主体に

問 国民健康保険法などの一部を改正する法案の成立により広範囲にわたり様々な変更が行われた。中でも最大の特徴が2018年から都道府県が財政運営の責任主体になるということである。具体的にはどうなるのか。

住民課長 現在、市町村国保は市町村が単独で運営を行っているが、このたびの改正法により都道府県が財政運営の中心を担うように見直された。一方、町は引き続き国保税の賦課徴収、保険給付、住民の皆さんの身近なサービスを担うようになっている。また国保特別会計は引き続き継続する。詳細については国と地方で協議が進められるので今後の動向に注目したい。

問 県が責任主体になることで保険税の算定はどのようになっていくのか。

課長 今のところ具体的に通知がきていないのはつきりとは言えないが、まず県が医療給付の見通しを立て、町の医療費水準を、所得水準、被保険者の規模に応じた標準的な収率を考慮して決定することになると思われる。また標準保険料率は県が設定する算定方式に基づいて設定されると聞いている。町はその算定方式を参考に保険税を決めることになると思われる。

問 今後、県への納付を目指す中で徴収強化につながる、低所得で保険税を滞納する人が国保の網から外れていくことを心配しているが。

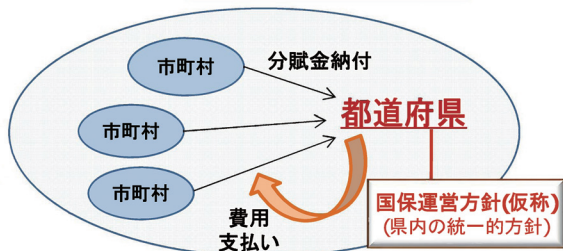
課長 今回の改正に伴

って徴収強化は特に変更することはなく、現在同様個々に応じた対応を行っていく。

問 保険者支援制度の拡充によって国から1700億円の財政支援がされるが、町への影響は。

課長 基盤安定基金として、国、県から交付されていたが、これまで財政支援の対象となっていなかった2割軽減の対象者も対象にな

【改革後】 都道府県が中心的役割



◆その他の質問
情報セキュリティと
マイナンバー制度の
問題点

る。現行の5割、7割軽減対象者についても補助率が引き上げられる。今回の改正が一般会計からの繰入れを解消するほどの増額につながるとは考えていない。



正規職員を増やすべきでは

答 財政の面から難しい

大瀬良 利之 議員

問 派遣法改正により、派遣受け入れ期間制限が事実上撤廃される。正規社員ゼロ社会に道を開く懸念があるが町ではどうか。

1985年に労働者派遣法が施行された当時は、正規職員は何名で、非正規職員は何名か。

総務課長 昭和60年における町の職員の構成は全体で178名。正規職員は159名。委託職員が18名。臨時職員が1名。

町長 一般の職員の伸び

町長 当町では2014年12月1日現在で、職員473名。正規職員184名39%、非正規職員が289名で61%になっている。町長はこの実態をどう見ているのか。

びよりも嘱託職員の伸びが大きいのは事実である。

要因は地方分権一括法により権限委譲がなされ、この業務に携わるために正規職員よりも非正規を雇用して、補助事務として拡充を図った。

問 非正規が60%を占めるのは異常だと思つていま求められているのは派遣法の抜本改正と均等待遇のルールを作り政治の責任で非正規から正規への流れをつくること。

宇美町の異常な状況を改善に向かわせることが職員の働く意欲を高めることにつながり、ひいては町民サービスが向上すると考えるかどうか。

課長 例えば現在の非正規職員を正規職員にした場合、年間10億円

という費用を要する。やはり財政の面からも難しい。

当町だけでなく日本全国で正規職員よりも非正規職員の力を借りながら事務を行っているのが実情。

問 労働基準法では週40時間、1日8時間を法定労働時間としているが、同法36条でいわゆる三六協定を労使間で結べば残業時間を自由に決められる。

当町は労働組合がないと聞いていますが三六協定は結んでいるのか。

課長 昭和50年代を最後に労働組合がないので、三六協定は結んでいない。

問 厚生労働省による長時間労働やストレスで自殺をした人が未遂も含めて2013年

には196名。宇美町の実態はどうか。私の調査では40時間を超えて60時間になる職員もいる。町長はこの実態をどう考えるか。

町長 労働基準法を遵守しなければならぬのは当然である。極力、現実と理屈が乖離しないように今後とも適切な措置を講じていきたい。



庁舎内の職員の様子

総務建設常任委員会

- 委員長 藤野 莞嗣
 副委員長 脇田 義政
 委員 小林 征男
 委員 藤木 匠
 委員 黒川 悟
 委員 鳴海 圭矢
 委員 時任 裕史

聞くため、外部の委員で構成する組織を置く予定である。

Q 民間業者及び組織のメンバーの内容は。

A また策定にあたっては指標を設定するということがあるが、誰が評価するのか。

Q オンライン調査に協力したかどうかを確認する方法はあるのか。

A 国から町に全部データが来ることになっている。回答がなければ調査員に調査表を配布するので、調査漏れはないと考えている。

総合政策経営課
**地方人口ビジョン・
 地方版総合戦略策定**
 国が昨年度に策定した、まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略」を踏まえ、全国の県及び市町村が、「人口ビジョン」と「総合戦略」を今年度中に策定する。計画期間は、平成27年度から31年度までの5年間。

策定にあたっては、町の第6次総合計画と整合した計画としたい。また、民間の事業者の支援及び各方面の意見を

平成27年国勢調査

10月1日を基準日として国勢調査が実施される。

新たな取組として、オンライン調査先行方式が設けられている。パソコンを使ってオンラインで回答できるもので、スマートフォンにも対応している。

Q オンライン調査に協力したかどうかを確認する方法はあるのか。

A 国から町に全部データが来ることになっている。回答がなければ調査員に調査表を配布するので、調査漏れはないと考えている。

総務課

地域防災計画見直し

災害対策基本法の大規模な改正により主に以下の点について見直しがされた。

- ・指定緊急避難場所及び指定避難所を区別して指定。
- ・避難行動要支援者名簿の作成。

- ・災害対策本部等の設置基準及び動員配備計画。
- ・避難勧告等の発令基準。

▲土砂災害ハザードマップ 平成25年3月現在

共働のまちづくり課

地域コミュニティ推進事業進捗状況

平成25年度から取り組んでいる地域コミュニティ推進事業について、現在は原田小学校区及び桜原小学校区をモデルコミュニティとして選定し、小学校区単位の地域コミュニティ活動の支援を行っている。宇美小学校区及び宇美東小学校区についても、地域コミュニティ組織の設立に向け協議が行われており、全5小学校区における地域コミュニティ組織設立に向け今後も支援を続ける。

Q 地域コミュニティ活性化についての予算計上は。

A 宇美町地域コミュニティイモデル事業補助金として、1小学校区あたりに30万円、計150万円の予算を計上している。

厚生文教常任委員会

委員長 飛賀 貴夫
副委員長 犬塚 齊
委員 松下 弘毅
委員 大瀬良利之
委員 藤木 匠
委員 南里 正秀
委員 古賀ひろ子

環境課

バンガロー貸出

平成27年6月11日、町内居住・在勤者を対象に抽選会を実施。一般受付は6月15日から9月28日。

健康福祉課

健康診査の対象者拡大と負担軽減

生活習慣病及び発病リスクの早期発見を目的に、健康診査の対象者を16歳から39歳まで拡大し、個人負担金を500円とした。

Q 健診の財源は。

A 生活保護受給者40歳から74歳までは、国・県からの補助金、若年者には補助がなく、一般財源で行う。



▲一本松公園バンガロー

Q バンガローの貸出期間を5月に前倒しできないか。

A 一本松公園を活用した観光振興政策の中で、平成28年度中に方針を出す。

子育て支援課

新設保育所整備の進捗状況

平成26年度L型擁壁設置外工事は、契約先(株) 田中建設、契約金額14338万5600円。

L型擁壁設置外工事監理業務は、契約先(株) 建設技術センター、契約金額105万8400円。

(仮称) 宇美タンポポ保育園新築工事契約は、施主の社会福祉法人希翔会(志免町タンポポ保育園を運営)で実施。

8社による入札(内4社辞退)を行い、契約先は粕屋殖産(株)、契約金額2億3738万4千円、工期は平成27年3月24日から平成28年2月10日。

Q 新築工事発注の形態は。

A 国・県の補助金を使う関係で、町の契約規則に準じ、宇美町役場立会いのもと施主が工事を発注し業者を選定した。



▲新築保育園地鎮祭

教育委員会

平成27年度宇美町教育施策要綱を策定

「各学校で弁当の日を実施し、食育の推進に努める」「学校・地域・家庭が互いの役割と責任を果たし、連携・協力の推進に努める」などを追加した。

法改正に伴い、町長と教育委員会で構成する教育総合会議を設置、教育大綱を策定する。

第1回会議を7月1日に開催する。

学校教育課

Q 通学路の安全確保に地域コミュニティにも安全マップが必要ではないか。

A 学校への通学は、基本徒歩が原則。通学路は学校現場と教育委員会で確認し協議を行う。危険な通学路は、関係する課と協議し、安全確保に努める。

社会教育課

水城・大野城・基肆城1350年事業

12月5日に記念式典・シンポジウムを大野城まどかぴあで開催。

10月3日に古代山城サミットバスツアーが開催される。宇美町単独事業は、9月12日に文化財講演会「発見! 糟屋 かすやの発掘最前線」を開催。

10月24日に第3回「日本最古の古代山城 宇美町大野城跡ウォーキング」が開催される。

インタビュー

開所して11年目を迎えた「すくすく」 たくさんの方に利用されています!!

どのような相談を受けることができますか。

「すくすく」では、お子さんの発達について（ことばの遅れ・運動面がゆっくり・目が合わない・落ち着きがない・ことばが不明瞭・夜眠れない等、気になること）乳幼児と保護者を対象に、個別の相談や集団療育を行っています。

また、週末や夏休み等の長期休暇時には、特別支援学校や学級に在籍の児童生徒を対象とした一時預かり事業（レスパイトケア）を行います。

職員（園長・指導員・保育士・看護師）や専門スタッフ（医師（小児神経科）・言語聴覚士・作業療法士・臨床発達心理士）がお子さん一人ひとりにあった支援を行います。

利用状況はどうですか。

平成17年にセンターを開所し、今年で11年目を迎えます。昨年度は、延べ1877名の利用がありました。現在136名のお子さんが登録され、年々増加傾向にあります。気になることがあれば是非お気軽に「すくすく」に相談ください。

利用者の方の声はどうですか。

利用された保護者からは、子どもの成長への喜びの声を多く頂きます。お一人のお母さんの声を紹介します。『1歳半健診でことばが少なく、「すくすく」を勧められ、「集団療育」を受け始めました。成長する段階で、自分の世界があり、こだわりが強くなり変化に弱いことが分かり、すぐパニックになる子どもを受け入れるまでに時間がかかりました。

先生方に相談し、良い対処法を見つけ、子ども、私、家族も成長できました。共通するママ友ができ、小さな成長に喜びを感じられるようになりました。』



宇美町立こども療育センター「すくすく」
三徳屋典子園長先生

議会からのお知らせ

議会を傍聴しませんか！

議会は年4回（3月・6月・9月・12月）に定例議会が開かれます。
役場3階の傍聴席入口で住所・氏名を記入し、ご入場ください。

次回の定例議会は、9月3日に開会予定です。

※ 詳しくは宇美町議会事務局（TEL092-934-2248）までお問い合わせください。

議会だよりへのご意見・ご感想をお待ちしております。

議会事務局のメールアドレスです。gikai@town.umi.lg.jp

【議会広報常任委員会】

- | | | | | | | |
|----|----|----|----|------|----|----|
| 委員 | 委員 | 委員 | 委員 | 副委員長 | 委員 | 議長 |
| 黒川 | 飛賀 | 南里 | 脇田 | 鳴海 | 古賀 | 白 |
| | 貴 | 正 | 義 | 圭 | ひろ | 英 |
| | 悟 | 夫 | 秀 | 政 | 矢 | 子 |
| | | | | | | 至 |

【発行責任者】